

平成31年3月議会 第5委員会 報告資料

事業系古紙の分別強化に向けた取組みについて

1 頁

福岡市災害廃棄物処理計画の策定について

3 頁

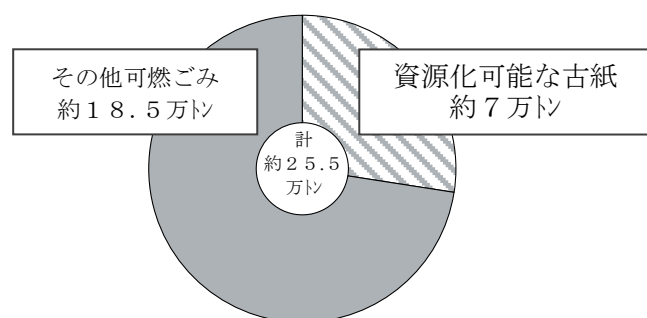
環 境 局

事業系古紙の分別強化に向けた取組みについて

1 取組みの内容

(1) 資源化可能な古紙の割合

事業系古紙の資源化については、これまで大規模排出事業者を中心に取組みが進んできたが、事業系可燃性ごみの中には約7万トンの資源化可能な古紙が含まれており、さらなる取組みが必要である。



(出典:福岡市事業系ごみ排出状況調査委託 平成29年度)

(図1 事業系可燃性ごみの内訳)

(2) 古紙回収の環境整備

平成30年5月からは、ごみ収集許可業者のごみ収集ルートを活用した新たな古紙回収を開始し、従来、古紙回収業者による回収ルートを利用しづらかった小規模排出事業者の利便性を高め、全ての排出事業者の古紙を回収し資源化する環境が整った。

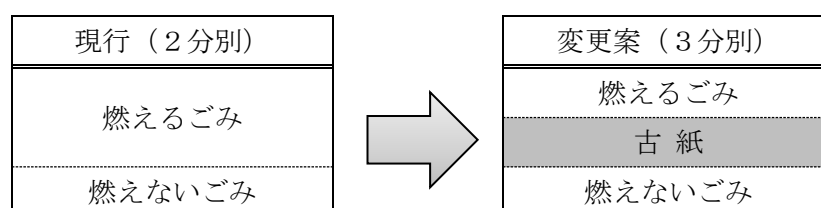
(古紙排出方法)

主な排出事業者	排出方法	
小規模排出事業者	紙類を袋にひとまとめ	ごみ収集許可業者への依頼
大規模排出事業者	段ボールや新聞、雑誌等の種類ごとに分別	古紙回収業者への依頼
		古紙問屋への自己搬入

(3) 分別区分への古紙の追加

環境審議会においては、更なる古紙の資源化と、事業系ごみの減量の推進のため、資源化への誘導策を強化するとともに、平成32年度を目途に排出事業者に事業系古紙の分別を義務づけることについて提案を受けたところである。

そのため、ごみ処理基本計画の事業系ごみの分別区分に、下記のとおり古紙を追加するための取組みを進めていく。



(図2 分別区分の変更案)

2 今後の方向性

平成 31 年度においては、排出事業者に更なる古紙分別を促すため、事業所への戸別訪問等により 3 R の意識向上を図り、排出事業者のニーズに応じた古紙の分別を促進する。

また、ごみ処理基本計画の一部改定の手続きとしてパブリックコメント等を実施するほか、分別区分に古紙を追加する時期を明示し、各種業界団体への説明会の開催やテレビ・新聞等での周知啓発を行う。

- ・平成 31 年度 : 古紙分別への誘導強化
 - 4 月 : パブリックコメントの実施
 - 6 月 : 上記実施状況等の第 5 委員会への報告
排出事業者等への周知啓発の開始
- ・平成 32 年度中 : 分別区分への古紙の追加

福岡市災害廃棄物処理計画の策定について

現在策定中の「福岡市災害廃棄物処理計画」について、平成31年1月にパブリック・コメントを実施したところであり、提出された意見等を踏まえて計画を策定することとしたため、報告するもの（平成31年3月末に計画策定・公表予定）。

1 「福岡市災害廃棄物処理計画」の素案に対する市民意見募集について

(1) 実施の趣旨

「福岡市災害廃棄物処理計画」の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、計画案に対する市民意見の募集を行った。

(2) 実施方法

- ① 意見募集期間：平成31年1月4日（金）～平成31年1月31日（木）
- ② 計画案の閲覧・配布場所
 - 福岡市役所本庁舎…情報プラザ，情報公開室，環境局循環型社会計画課
 - 区役所等…各区役所情報コーナー，入部出張所，西部出張所
各区生活環境課，博多区自転車対策・生活環境課
- ③ 意見の提出方法
窓口提出，郵送，ファックス，電子メール
- ④ 市民意見募集の周知方法
市政だより（平成31年1月1日号），福岡市ホームページに掲載

(3) 意見募集の結果

- ① 意見提出の状況 意見提出数4通，意見の件数4件
- ② 寄せられた意見及び意見への対応（別表のとおり）

2 環境審議会における意見への対応

別表のとおり

3 福岡市災害廃棄物処理計画（案）

別紙計画案のとおり

4 計画策定までの経緯

平成30年11月	環境審議会循環型社会構築部会報告
平成30年12月	第5委員会報告
平成31年1月	パブリック・コメント実施
同月	庁内意見照会実施
平成31年2月	環境審議会総会報告
平成31年3月	第5委員会報告
平成31年3月末	計画策定・公表（予定）

パブリック・コメントへの意見の概要と意見への対応

N o	該当頁	意見の概要	意見への対応と考え方
1	P 2	産業廃棄物処理施設で一般廃棄物である災害廃棄物を処理できるよう廃棄物処理法の特例制度を活用してはどうか。	□原案どおり この計画は、廃棄物処理法に基づいて作成しているため、発生した災害廃棄物の種類に応じて、同法の特例制度を活用することを想定している。
2	P 7	適正処理の確保と業務の効率化を図るため、マニフェスト又はそれに代わる書式を用いるとよいのではないか。	□原案どおり 意見のとおり、適正処理の観点は重要であるが、一次仮置場での収集から処分に至るまで一貫して市が災害廃棄物を管理することから、マニフェストによる管理は不要と考える。
3	P 13	一次仮置場について、事前に候補地が決まっているのであれば、住民への周知徹底や防災教育に活用するため、校区の防災マップ等に掲載してはどうか。	□原案どおり 一次仮置場の候補地や周知方法については自治協議会から意見をいただき検討することとしている。
4	P 17	木くずのうち、柱材・角材のみがリサイクルの対象となっているが、熊本地震等ではその他の木くずもバイオマス燃料としてリサイクルされたことから、その他の木くずについてもリサイクルの対象に加えるべきではないか。	■修正あり 木くずのうち、柱材・角材については東日本大震災の実績を基に確実なリサイクルが可能と判断し、リサイクル方法としてバイオマス燃料化も記載しているが(26頁)、意見のとおり、その他の木くずについても災害の状況によってはリサイクル可能であることから、その旨を記載する。

環境審議会における意見への対応

N o	該当頁	意見の概要	意見への対応と考え方
1	P 4	原子力災害が計画の対象外であること及び放射性廃棄物の処理について記載すること。	■修正あり 意見のとおり、原子力災害は本計画の対象外であること及び放射性廃棄物については国主導のもと処理が行われる旨を記載する。
2	P 11	専門家派遣について、廃棄物資源循環学会九州支部への要請も加えること。	■修正あり 意見のとおり、廃棄物資源循環学会九州支部への派遣要請について記載を追加する。

※その他、技術的観点による修正箇所あり。